

# 令和8・9年度 一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可申請 提出書類

No.	提出書類	提出書式等	留意事項	新規		更新	
				法人	個人	法人	個人
1	一般廃棄物処理業許可申請書	様式第3号	「取り扱う一般廃棄物の種類」欄は該当するものに○印、その他欄は記載例に従って記載(許可する事業の範囲に影響するので正確に記載)。自署しない場合は記名押印。	○	○	○	○
2	印鑑証明書	法人は法務局、個人は市町村で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本※)。	○	○	×	×
3	事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	参考書式1(県様式可)	・新たな資金を必要としない場合、既存の施設等を使用するため収集運搬業の継続が可能である旨を記載。	○	○	×	×
4	決算報告書(貸借対照表、損益計算書)【法人のみ】		・新規に許可申請する者は、直前3年の各事業年度におけるもの。既に許可を受けている者が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの。	○	△	○	△
	資産に関する調書【個人のみ】	参考書式2(県様式可)	・資産計≥負債計。	△	○	△	○
5	諏訪市税の納税証明書【諏訪市の納税対象者のみ】	市役所(市民課 市民窓口係)で交付	・新規に許可申請する者は、直前3年の各事業年度におけるもの(原本※)。既に許可を受けている者が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの(原本※)。	○	○	○	○
	申請者住所の納税証明書【諏訪市の納税対象者以外の者のみ】	当該市役所または町村役場で交付	・新規に許可申請する者は、直前3年の各事業年度におけるもの(原本※)。既に許可を受けている者が継続のため許可申請する場合は、直近の事業年度におけるもの(原本※)。	○	○	○	○
6	定款【法人のみ】		・原本証明したもの。	○	△	○	△
7	登記事項証明書(現在事項全部証明書)【法人のみ】	法務局で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本※)。	○	△	○	△
8	役員及び従業員名簿	参考書式3(貴社書式可)	・役員及び実際に当該業務に従事する従業員を記載。受付、事務等に従事する従業員の記載は不要。	○	○	○	○
9	役員及び従業員の履歴書	参考書式4(貴社書式可)	・No.8の名簿全員について記載。・廃棄物に関する講習会等を受講していれば記載。	○	○	×	×
10	役員の住民票の写し	住民票の市町村(市民課等)で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本※)。・本籍地の記載があり、個人番号がないもの。	○	○	○	○
11	役員の身分証明書	本籍地の市町村(市民課等)で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本※)。・No.8の名簿のうち役員に該当する者のみ。	○	○	×	×
12	役員の登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人の記録がないこと)	東京法務局または長野地方法務局で交付	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本※)。・No.8の名簿のうち役員に該当する者のみ。	○	○	×	×
13	誓約書	参考書式5	・印鑑証明書と同一の社印等を押印。	○	○	○	○
14	当該業務を行う従業員の運転免許証の写し		・No.8の名簿のうち従業員に該当する者全員。 ・名簿に記載された住所、氏名と運転免許証に記載された事項が一致していることを確認。	○	○	○	○
15	諏訪市以外の市町村で許可を受けている一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業許可証の写し【許可を受けている場合のみ】		・各市町村、申請日現在最新のもの。 ・処理形態のフローシート(No.17)に記載された排出先が諏訪市外の場合は、排出先の許可証。	△	△	△	△
16	処理業を行う区域又は事業所等の客体(顧客)名簿	参考書式6(貴社書式可)	・右上に申請者名を記載。 ・1部提出。	○	○	○	○
17	処理形態のフローシート	参考書式7	・No.1の取り扱う一般廃棄物の種類と一致。 ・種類ごと年間収集予定量、排出先を記載。	○	○	○	○
18	収集運搬車両一覧	参考書式8	・右上に申請者名を記載。 ・1部提出。	○	○	○	○
19	収集運搬車両の自動車検査証(車検証)の写し		・No.18の車両全部。・車両一覧に記載された車両の種類、登録番号、積載能力と車検証に記載された事項が一致していることを確認。	○	○	○	○
20	収集運搬車両の写真		・No.18の車両全部。・車両1台ごとに斜め前部と斜め後部から撮影し、ナンバープレートが判別できるカラー写真(用紙にプリント、台紙に貼る等)。	○	○	○	○
21	事業の用に供する収集運搬容器一覧【収集運搬容器がある場合のみ】	参考書式9	・使用する収集運搬容器をすべて記載(収集運搬車両を除く)。	△	△	△	△
22	収集運搬容器の構造及び設備を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図、設計計算書、写真等【収集運搬容器がある場合のみ】		・No.21に記載した各収集運搬容器の構造及び設備を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図、設計計算書、写真等を添付。	△	△	△	△
23	事業の用に供する積替保管施設の構造及び施設の概要【積替保管施設がある場合のみ】	参考書式10	・積替保管施設をもれなく記載。	△	△	△	△
24	積替保管施設の構造及び施設を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図、設計計算書、設置場所周辺の案内図、写真等【積替保管施設がある場合のみ】		・No.23に記載した積替保管施設の構造及び施設を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図、設計計算書、設置場所周辺の案内図、写真等を添付。	△	△	△	△
備考	○…必ず提出が必要なもの。 △…該当する内容がある場合のみ提出が必要なもの。 ※…処分業と同時申請する場合のみ原本のコピー提出可。			* 提出書類は、上記番号順に綴じてください。 * 上記内容がすべて満たされたところで、一式受理します。 * 副本(控)があれば、受付印を押印し返却します。			